

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和4年5月29日執行の新潟県知事選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、白色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和4年5月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

候補者氏名	
	<p>令和四年五月二十九日執行 新潟県知事選挙投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
新潟県選挙管理委員会之印	